

六、経過

一、七月廿六日前記文選「小此木勇外」名ハ、作業終了後事業主
堀内文治郎ニ會見シ前記理由ニツキ各員、日給ニ付ニ價上
ク方ヲ要求致願セルニ事業主ニアリテハ、諸原料採集ニヨリ
營業権ハ、ハカル折柄ナレバ直チニ値上リ實行不可能ナルカ本
年末、定期昇給期ニ於テ考慮スルニ付回答セリ右三名ハ以
レテ不服トナシ、折柄西神田警察署特高係員ニシカ善処方ヲ
依頼セリ

2、七月十九日折柄西神田署特高係員ニ於テハ、両者ヲ招致レ事
業主ノ營業状態ヲ聴取シ諸原料採集ニヨリ營業ニ及ス影響
等眞實ト認メラル、ニ付小此木勇外二名ニ對シ事業主ノ營
業状態ヲ示シ、特高賃込付ル折柄ニ事業主ト抗爭スル事ナ
ク採納示シタルニ右三名ハ、退職改定ヲ申請シテタリ
依リテ退職ニ関レ、折柄双方折衝セシメタル結果、条件ニ

ヨリ円満解決セリ

解決條件

- (一) 小此木勇ニ對シテハ、退職手当日給三十日分（日給表月六
十錢）外ニ特別手当トシテ全十月五十錢支給ノ事
- (二) 高尾浩和ニ對シテハ、退職手当日給二十日分（日給表第六
十錢）支給ノ事
- (三) 福井崇次郎ニ對シテハ、退職手当日給十四日分（日給表第
六十錢）支給ノ事
- (四) 本件ニ関シテハ、双方トモ今後絶對異議ヲ申立テサル事

七、警察事故

ナシ

右及申（通）報候也